

AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討  
サブワーキンググループ開催について

令和 5 年 12 月 5 日  
モビリティワーキンググループ主査決定

- 1 「モビリティワーキンググループの開催について」（令和5年6月6日デジタル社会推進会議議長決定）第4項の規定に基づき、AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方を検討するため、モビリティワーキンググループの下にAI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ（以下「サブワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 サブワーキンググループは、小塚 莊一郎（学習院大学法学部教授）を主査とし、構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 サブワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁、経済産業省及び国土交通省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、サブワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。